

品川区災害薬事コーディネーター設置要綱

平成28年3月30日 区長決定

平成28年4月 要綱第125号

令和 7年4月 要綱第142号

(目的)

第1条 品川区内において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した際、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、品川区災害医療コーディネーター等と連携し、地域の薬事に関する調整および助言を得るため、品川区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 薬事コーディネーターは、災害時における品川区内の薬事に関する次に掲げる職務（以下「職務」という。）の集約、調整および助言を行う。

- (1) 医薬品等の備蓄に関すること。
- (2) 災害薬事センターの設置に関すること。
- (3) 医療救護班薬剤師の活動に関すること。
- (4) 医薬品等の調達、管理および供給に関すること。
- (5) 品川区災害医療コーディネーターおよび災害拠点病院薬剤師部等との連絡調整に関すること。
- (6) 薬事関係者の状況把握および調整に関すること。
- (7) 薬事に関する医療ボランティアの受入れの調整に関すること。
- (8) その他薬事に関すること。

(委嘱)

第3条 区長は、薬剤師が所属する団体に対し、薬事コーディネーターの推薦を依頼する。

2 薬事コーディネーターは、薬事と地域事情に精通し、かつ、薬事コーディネーターとしてふさわしい行動をすることができる薬剤師のうちから、区長が委嘱する。

3 区長は、第1項の規定により依頼した団体と、薬事コーディネーターに関する協定書を締結するものとする。

(定数)

第4条 薬事コーディネーターの定数は、2人とする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第5条 薬事コーディネーターの任期は、選出した日から、同日の属する翌年度の3月3

1日までとする。ただし、再任を妨げない。

(身分および職務への専念)

第6条 第3条第2項の規定により委嘱された薬事コーディネーターは、当該薬事コーディネーターが所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

2 薬事コーディネーターが、次条第1項および第2項の規定により参集した場合は、品川区保健衛生部長（健康推進部長）の指示があるまで、薬事コーディネーターの職務に専念する。

(参集)

第7条 薬事コーディネーターは、大規模災害の発生時に、区長の要請に基づき参集する。

2 薬事コーディネーターは、品川区内で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 薬事コーディネーターは、品川区地域防災計画に基づき設置される品川区災害医療救護本部または区長が指定した場所に参集する。

(指揮命令、協力および連携)

第8条 薬事コーディネーターは、品川区保健衛生部長の指揮および監督のもと、職務を遂行する。

2 薬事コーディネーターは、役割を分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。

3 薬事コーディネーターは、品川区災害医療コーディネーターおよび災害拠点病院薬剤部等と連携し、職務を遂行する。

(会議および訓練への参加)

第9条 薬事コーディネーターは、職務を遂行するため、会議および訓練に参加する。

2 薬事コーディネーターが参加すべき会議および訓練は、次のとおりとする。

(1) 品川区災害医療連携会議

(2) 前号に掲げるもののほか、品川区保健衛生部長が指定した会議および訓練

(報償費)

第10条 区長は、薬事コーディネーターが第7条の規定により災害発生時に参集した場合または前条第1項の規定により訓練に参加した場合は、当該薬事コーディネーターに対して報償費を支払う。ただし、他の参集者および訓練参加者と著しく均等を欠く場合はこの限りでない。

(事故および損害の責任と負担)

第11条 区長は、薬事コーディネーターが第3条第3項の規定により締結した協定書に基づき参集または訓練等に参加した場合、事故等により死亡、負傷、もしくは病気にかかった場合または事故等による負傷、病気で障害を有する状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例（昭和52年品川区条例第16号）および災害に際し応急措置の業務に従事した者また

は水防に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和４２年品川区規則第１６号）に基づき、薬事コーディネーターまたはその遺族に対し、損害補償を実施する。
（その他必要な事項）

第１２条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、品川区保健衛生部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。